



## 社協たからづか情報(広告)掲載の流れについて

- ①社協会費(法人賛助会員4口:20,000円以上)の入金・別紙申込書の提出の確認をいたします。
- ②広報担当者(村上)よりご連絡いたします。
- ③最新号の社協たからづか、説明資料を送付いたします。
- ④期日までに原稿をいただきます。
- ⑤発行日から20日程前に印刷業者より原稿が届いた際に、確認のご連絡をいたします。
- ⑥修正があればご連絡をお願いいたします。
- ⑦上記⑤⑥のやりとりを2回行います。
- ⑧完了しましたら発行した広報誌を送付いたします。

(例)5月号の場合

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
3月	広告掲載可否のご連絡											原稿提出期限										業者原稿入稿									

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月					
4月	掲載依頼者様へ原稿の確認のご連絡											原稿のやりとり					校了										納品予定日					できあがった広報誌をお届け致します。				

※原稿は基本的に依頼業者様で作成していただき、修正等手を加えず掲載しておりますが、デザイン等をご希望される場合はご相談ください。

ご連絡先 宝塚市社会福祉協議会 企画課 村上・坂戸

TEL 0797-86-5000 FAX 0797-86-5069

Mail murakami@shakyo.org

## 1. 掲載基準①

### （１）サイズ

縦：約 31 ミリ × 横：約 122 ミリ

### （２）掲載場所

紙面 4 面下

掲載場所は事務局で決定する。

### （３）情報（広告）掲載費用

1 箇所につき社協会費として、法人賛助会員 4 口 20,000 円

## 2. 掲載基準②

広告の申込があった場合、事務局においてその内容を審査し掲載する。

ただし、下記の広告掲載基準に該当するものに関しては、掲載することができない。

### （１）情報（広告）掲載基準

①法令に違反するもの

②公序良俗に反する恐れのあるもの

③政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対する内容のもの

④公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第 3 条に規定する公職にある者を含む）を推薦し、支持し、またはこれに反対するもの

⑤宗教性のあるもの

⑥個人の氏名広告にあたるもの

⑦当会が推奨しているかのような誤解を与える恐れのある表現のもの

⑧その他広告として適当でないと当会が判断するもの

## 3. 情報（広告）掲載原稿受け渡し

（１）情報（広告）掲載を依頼する者は発行月の前々月の 15 日（土日祝日の場合はその前日）までに、事務局に連絡する。

（２）掲載を決定した場合は、依頼主に連絡すると同時に、発行予定月の前々月 20 日（土日祝日の場合はその前日）までに広告原稿を受け取る。

（３）情報（広告）掲載内容（写真・イラスト・ロゴも含む）の内容に、修正の必要がある場合は至急に連絡し、修正を求める。依頼主はこれに速やかに応じなければならない。

（４）情報（広告）掲載のレイアウト等は、依頼主より特に希望が無い場合は、当会が発注している印刷業者に一任する。また希望があった場合でも、印刷技術上不可能な場合は、修正を求める。依頼主はこれに速やかに応じなければならない。

（５）使用するイラスト・写真等は印刷技術上の点から、使用する際は印刷業者に使用可能か照会する。使用できない場合は、依頼主はこれに速やかに応じなければならない。

（６）依頼主は、事務局より広告の見本の確認要請に応じ、その内容を確認する。

最終確認後に、誤字・脱字等が発覚し、損害が生じた場合でも、その責任は依頼主が負うものとし、事務局に責任を求めない。

（７）この要綱により、不掲載を決定した場合は、その旨を依頼主に通知する。